

小型船造船業法 主任技術者選任関係規定(抜粋)

(「※」の箇所は条文ではなく補足説明です。)

小型船造船業法

(主任技術者)

第十条 第四条の登録を受けた者(以下「小型船造船業者」という。)は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行わせるため、事業場ごとに、**専任の主任技術者**を選任しなければならない。ただし、小型船造船業者が自ら主任技術者となる事業場(事業場が二以上あるときは、一の事業場に限り、)については、この限りでない。

※1名で複数の事業場の主任技術者を兼任することはできません。また、同じ事業場の中でも1名で小型鋼船の主任技術者と木船の主任技術者を兼任することはできません。

2 小型船造船業者は、前項の規定により主任技術者を選任したとき、又は自ら主任技術者となつたときは、その日から十五日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

(主任技術者の資格)

第十一条 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において、造船に関する学科を修得して卒業した(当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して七年(小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年)以上の実務の経験を有する者

三 鋼製の船舶の製造又は修繕に関して国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

※当該要件については下記の小型船造船業法施行規則第9条第1項の規定をご参照ください。

2 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、木船造船業、木船製造業又は木船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法による大学又は高等専門学校において、造船に関する学科を修得して卒業した（当該学科を修得して同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、造船に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に関して七年（木船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年）以上の実務の経験を有する者

三 木船の製造又は修繕に関して十五年（木船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、十年）以上の実務の経験を有する者

四 木船の製造又は修繕に関して国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者

※当該要件については下記の小型船造船業法施行規則第9条第2項の規定をご参照ください。

3 第十三条の規定による命令に基づき、主任技術者の職を解任され、又はその職をやめた者で、解任され、又はやめた日から一年を経過しないものは、主任技術者となることができない。

（主任技術者の義務）

第十二条 主任技術者は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なう場合においては、製造又は修繕に係る小型船が船舶安全法（昭和八年法律第十一号）及び同法に基づく命令に定める小型船の構造及び設備に関する基準に適合するようにしなければならない。

小型船造船業法施行規則

(主任技術者の選任等の届出)

第八条 法第十条第二項の規定による届出をしようとする者は、次の事項を記載した主任技術者選任等届出書を提出するものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所
- 二 小型船造船業の種類
- 三 事業場の名称及び所在地
- 四 登録年月日及び登録番号
- 五 主任技術者を選任した年月日若しくは自ら主任技術者となつた年月日又は主任技術者を変更した年月日
- 六 主任技術者の氏名及び生年月日

2 前項の届出書には、当該届出に係る主任技術者が法第十一条第一項各号又は第二項各号の一に該当すること及び同条第三項に規定する者に該当しないことを証するに足りる書類を添附するものとする。

※届出書に以下の書類を添付してください。

- ・小型船造船業法第11条第3項に該当しない旨の宣誓書（選任予定の主任技術者個人の住所、氏名、押印により宣誓してください。）
- ・卒業証明書（入手できないときは、卒業証明の写し等、確実に修得したことが証明できるもの）
- ・実務経験年数証明書（現在在籍している事業主か、あるいは以前在籍していた事業主に証明してもらってください。実務経験は、船舶の造修の工事に実際に従事したことを要します。現場での作業のほか、船舶の設計、工程の管理、船舶の検査を含めることができますが、単なる事務的な経験は含めることができません。）
- ・登録講習修了証明書（要件として必要な場合）

(主任技術者の資格要件)

第九条 法第十一条第一項第三号の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。

※**小型鋼船**の主任技術者に係る要件です。

一 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者

		経験年数	
学校	学科	小型鋼船造船業又は小	小型鋼船修繕業に

		型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	係る主任技術者の場合
学校教育法 による大学(同法 による短期大学(同法 による専門職大学の前期課程を含む。以下同じ。))を除くものとし、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)	航海、機関、機械、電気、建築、土木又は航空に関する学科(以下「造船に関する学科に準ずる学科」という。)	五年	三年
学校教育法 による短期大学	造船に関する学科に準ずる学科	七年	五年
学校教育法 による高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)	造船に関する学科に準ずる学科	五年	三年
学校教育法 による専修学校(修業年限が二年以上の専門課程に限る。以下同じ。)	造船に関する学科	七年	五年
学校教育法 による高等学校(旧中学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。))又は中等教育学校	造船に関する学科に準ずる学科	九年	七年

二 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した(当該学科を修得して[学校教育法](#)による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)
後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を
有する者であつて、[第二十二条](#)及び[第二十三条](#)の規定により国土交通大臣の登録を受け
た講習(以下「[登録講習](#)」という。))を修了したもの

学校	学科	経験年数	
		小型鋼船造船業又は小型鋼船修繕 小型鋼船製造業に係る主任技術者の場合	小型鋼船修繕 業に係る主任 技術者の場合
	造船に関する学科に準ずる学科	三年	三年
学校教育法 による大学	造船に関する学科及び造船に関する学科に準ずる学科以外の学科(以下「その他の学科」という。))	五年	三年

学校教育法 による短期大学	造船に関する学科に準ずる学科	五年	三年
	その他の学科	七年	五年
学校教育法 による高等専門学校	造船に関する学科に準ずる学科	三年	三年
学校教育法 による専修学校	造船に関する学科	五年	三年
学校教育法 による高等学校又は中等教育学校	造船に関する学科に準ずる学科	七年	五年
	その他の学科	九年	七年

三 鋼製の船舶の製造又は修繕に関して十三年（小型鋼船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、十一年）以上の実務の経験を有する者であつて、登録講習を修了したもの

2 [法第十一条第二項第四号](#)の国土交通省令で定める一定の実務の経験その他の要件を備える者は、次に掲げる者とする。

※木船の主任技術者に係る要件です。

一 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して[学校教育法](#)による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者

学校	学科	経験年数	
		木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
学校教育法 による大学	造船に関する学科に準ずる学科	五年	三年
学校教育法 による短期大学	造船に関する学科に準ずる学科	七年	五年
学校教育法 による高等専門学校	造船に関する学科に準ずる学科	五年	三年
学校教育法 による専修学校	造船に関する学科	七年	五年
学校教育法 による高等学校又は中等教育学校	造船に関する学科に準ずる学科	九年	七年

二 次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる学科を修得して卒業した（当該学科を修得して[学校教育法](#)による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）後、木船の製造又は修繕に関して同表の下欄に掲げる期間以上の実務の経験を有する者であつて、[登録講習](#)を修了したもの

学校	学科	経験年数	
		木船造船業又は木船製造業に係る主任技術者の場合	木船修繕業に係る主任技術者の場合
学校教育法 による大学	造船に関する学科に準ずる学科	三年	三年
	その他の学科	五年	三年
学校教育法 による短期大学	造船に関する学科に準ずる学科	五年	三年
	その他の学科	七年	五年
学校教育法 による高等専門学校	造船に関する学科に準ずる学科	三年	三年
	造船に関する学科	五年	三年
学校教育法 による高等学校又は中等教育学校	造船に関する学科に準ずる学科	七年	五年
	その他の学科	九年	七年